

---

# 伊万里市国土強靱化地域計画

---

令和 2 年 3 月 策定

令和 3 年 3 月 一部変更

令和 4 年 3 月 一部変更

令和 5 年 3 月 一部変更

伊万里市

---

# 目 次

I 基本事項	3
1 策定の趣旨	3
2 策定の根拠	3
3 基本目標	3
4 国土強靱化基本計画との調和	3
5 計画期間	4
II 想定するリスク	4
1 本市の特性	4
(1) 位置・面積等	4
(2) 地勢・地質	5
(3) 海岸	5
(4) 河川	5
(5) 活断層	5
(6) 気候	7
2 過去の災害被害	7
(1) 大雨	7
(2) 台風	8
(3) 高潮	9
(4) 地すべり等	9
(5) 大雪	9
(6) 竜巻	9
(7) 地震	10
(8) 津波	10
3 計画において想定するリスク	10
(1) 豪雨・大雨（洪水）	10
(2) 台風	10
(3) 高潮	10
(4) 地すべり等	10
(5) 大雪	10
(6) 竜巻	10
(7) 地震	10
(8) 津波	10

---

Ⅲ 脆弱性評価	1 1
1 脆弱性評価について	1 1
2 事前に備えるべき目標	1 2
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1 2
4 施策分野	1 3
5 評価結果	1 3
Ⅳ 施策分野ごとの推進方針	1 4
Ⅴ 計画の推進と不断の見直し	1 4
別紙1 リスクシナリオ別脆弱性評価結果	1 5
別紙2 施策分野別脆弱性評価結果	2 6
別紙3 施策分野別推進方針	3 2
別紙4 リスクシナリオ別推進方針	3 7
別紙5 重要業績指標（K P I）	5 5

個別事業一覧	別添
--------	----

## I 基本事項

### I 基本事項

#### 1 策定の趣旨

本計画は、近年わが国においてみられる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本市においても大規模な自然災害に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土、地域及び経済社会を構築するため、本市における国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。

#### 2 策定の根拠

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定する。

##### 《参考》基本法より

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

#### 3 基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても基本計画の基本目標を準用し、次の4つの基本目標を設定する。

- (1) 人命の保護が最大限に図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小限であること
- (4) 迅速な復旧復興が図られること

#### 4 国土強靱化基本計画との調和

本計画は、基本法第14条の規定を受け、基本計画との調和が保たれたものとなるように策定する。

##### 《参考》基本法より

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

## II 想定するリスク

### 5 計画期間

本計画は、国土強靱化に関する施策の指針として、市政の基本方針である「第6次伊万里市総合計画」と整合を取る必要があることから、計画期間は、「第6次伊万里市総合計画後期基本計画」と終期を合わせ、令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

ただし、令和9年度以降も、当該地域計画の内容を引き継ぎ、取組を推進していくものとする。

また、今後、新たな伊万里市総合計画が策定された際は、それに合わせて、当該地域計画の内容と期間を変更することとする。

## II 想定するリスク

### 1 本市の特性

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、本市が有する地勢や地質、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理する。

#### (1) 位置・面積等

本市は、佐賀県の北西部に位置し、東と北は唐津市に、西は長崎県松浦市、佐世保市に、南は武雄市、有田町に接している。

また、八幡岳、青螺山、国見山など三方を山に囲まれ、北西部からは伊万里湾が深く入り込み、市域は伊万里湾の最奥部に形成された市街地を中心に東西に2.5km、南北に2.1kmの広がりを見せ、総面積は255.25km<sup>2</sup>である。

本市の道路網は、一般国道で、北東部から南部に向け市の中心部を貫く202号、伊万里湾の両岸をV字形に結ぶ204号、東部と市の中心部を通り佐世保へとつながる498号を主軸として、主要地方道、一般県道及び市道により形成されている。

高速自動車道路へのアクセス道路についても、西九州自動車道及び長崎自動車道路への国道、県道の整備が図られており、このうち西九州自動車道については、平成26年度に伊万里松浦道路の山代久原IC、平成29年度に唐津伊万里道路の伊万里東府招ICが開通している。

令和4年3月末現在の市道は、1,810路線、総延長951,891kmで、市街地・農村部とも狭隘・屈曲した箇所が見られる。

鉄道網は、伊万里駅を起点として、JR筑肥線が松浦川沿いに唐津市まで、唐津市から海岸沿いに福岡市まで通じている。

さらに、松浦鉄道が、伊万里湾沿いに松浦市、平戸市を經由し、佐世保市まで、また、有田川沿いに有田町まで通じている。

重要港湾である伊万里港を有し、韓国、中国との国際コンテナ定期航路のほか、神戸港との間にフィーダー航路を開設し世界各港との貿易を行っている。

## II 想定するリスク

---

### (2) 地勢・地質

本市の地勢は、第三紀層の上に噴出した玄武岩から成り、200m～600mの山岳に囲まれ、急傾斜地が多く、長崎県北松地域とともに「地すべり地帯」に属し、過去に多くの被害が発生した。

また、沿岸部の多くは埋め立てなどにより形成されており、軟弱地盤を持つ地震時の振幅の大きな揺れや、砂質土の液状化現象などの被害が発生しやすい。

### (3) 海岸

本市は、屈曲に富んだ玄界灘沿岸にあり、北西部に面する伊万里湾は、約100kmに及ぶ海岸線を持つ。

### (4) 河川

本市の東部を南北に流下している松浦川は、黒髪山に源を發し、唐津湾に注いでいる。また、中心部を南北に流下している伊万里川、有田川のほか、西部には佐代川が流下して伊万里湾に注いでいる。これに直轄河川のほか、本市の河川数は多く、中山間地という地形から流路経路が短く、また直接湖の影響を受ける感潮河川など地形地質的にも決して条件が良いとは言えないため、台風が多発する時期や降水量の多い時期には、洪水や内水等に対する注意が必要である。

### (5) 活断層

市内には、国の地震調査研究推進本部において特に地震が発生する可能性が高いと考えられる「主要活断層帯」に指定されている活断層はないが、市内及び周辺において、活動した場合に本市に被害をもたらす可能性のある活断層として、次のものが知られている。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

#### ■地震調査研究推進本部の評価対象

- 主要活断層帯：①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠－小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯、⑩雲仙断層群、②警固断層帯
- 簡便な評価の対象とする活断層：③糸島半島沖断層群、⑨多良岳南西麓断層帯

#### ■地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」(1991年 活断層研究会編)及び「九州の活構造」(1989年 九州活構造研究会編)に掲載されている活断層

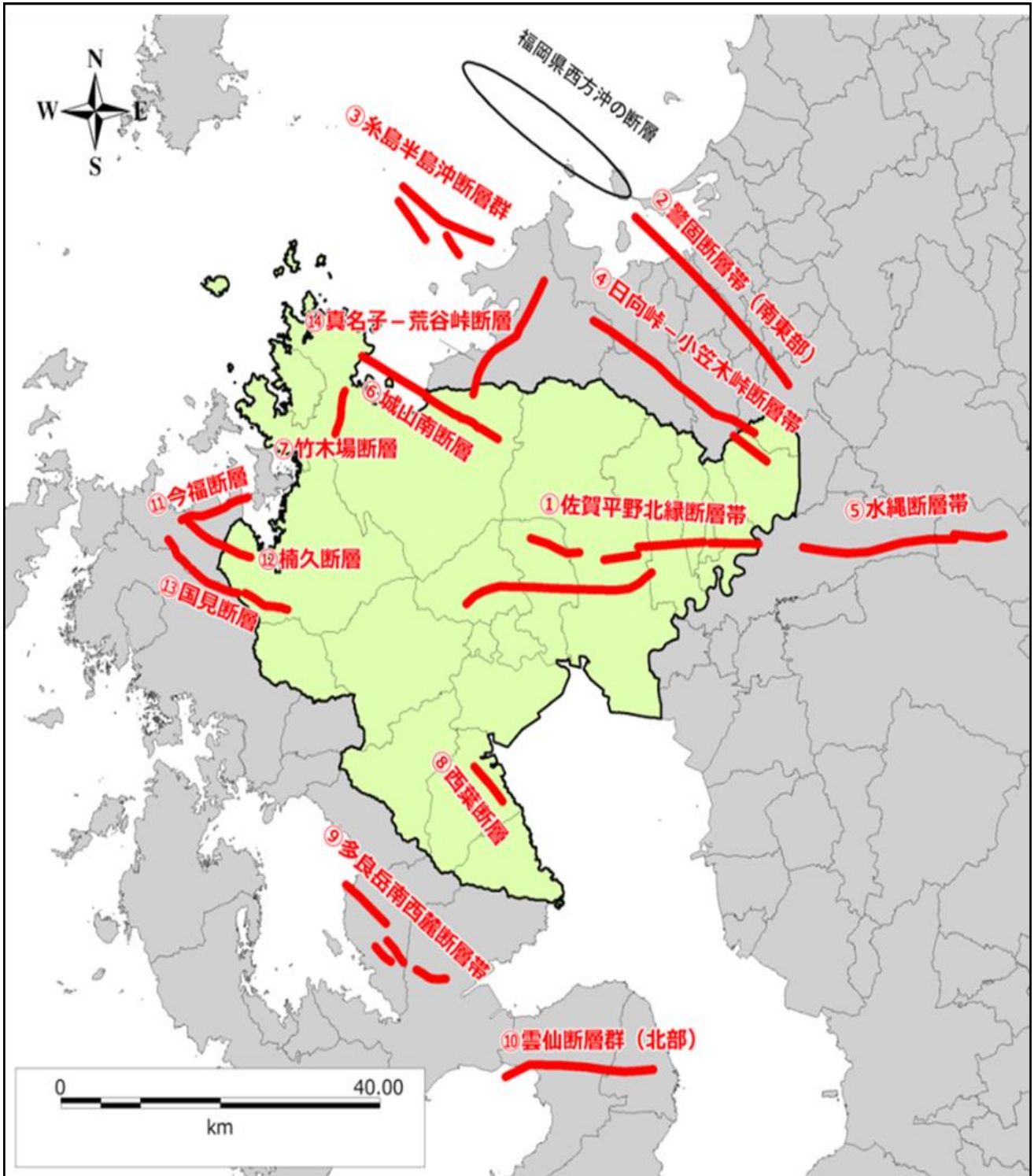
- ⑦竹木場断層、⑭真名子－荒谷峠断層、⑪今福断層、⑫楠久断層、⑬国見断層、⑧西葉断層

#### ■上記以外で九州電力(株)の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層

- ⑥城山南断層

## II 想定するリスク

【主要な活断層分布図】



出典：九州活構造研究会（1989）：九州の活構造  
活断層研究会（1991）：新編 日本の活断層—分布図と資料—  
長崎県（2006）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告  
地震調査研究推進本部（2007）：警固（けご）断層帯の長期評価について  
原子力安全・保安院（2009）：玄海原子力発電所3号機耐震安全性評価結果（中間報告）

## II 想定するリスク

### (6) 気候

本市の気候は、日本海型気候であり、九州北西沿岸を流れる対馬暖流は、湿潤な空気をもたらして降水量を多くし、寒暑の差を少なくしている。年平均気温は15.9℃、年間平均降水量は約2,221mmで、比較的な温和な海洋性気候であるが、冬期は北西の季節風が強く、寒冷な気候を見ることができる。

出典：気象庁HP：1991~2020 平均

## 2 過去の災害被害

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要であることから、被害発生に至るまでの経過も含めて、以下のとおり整理する。

### (1) 大雨

本市で発生する風水害のうち、その多くは大雨によるものである。

大雨の原因を分析すると、前線、低気圧、台風の順となる。

日降水量100mm以上の大雨は6月～7月の梅雨期に最も多く、この2ヶ月で年間の約55%と最も多い。また、8月～9月は台風や秋雨前線等で年間の約27%を占めている。

日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨は、梅雨期間の6月下旬から7月中旬にかけて多い。

大雨の降り方は、

ア 短時間（1～3時間）に集中して降る。

イ 長時間降り続いた結果、降水量が多くなる。

ウ 長時間降り続く中で、短時間に集中して降る。

などに分けられるが、このうちウの降り方は特に大きな災害を引き起こすことがある。

### 【本市に被害をもたらした主な大雨】

災 害	概 要
昭和42年7月9日の大雨	九州中部に停滞していた梅雨前線は、北上していた台風7号くずれの熱帯低気圧と合流し、9日11時ごろから降雨が一段と激しくなり、12時から14時までの2時間の降水量は152mmに達した。 この雨により伊万里川、有田川、松浦川がはん濫し、特に市街地中心を流れる伊万里川が上流で決壊したため、国道202号をはじめ道路、水田は濁流し、濁水は奔流となって市街地に押し寄せた。死者は12名にのぼり、家屋や田畑の流失など物的被害総額は120億円におよんだ。
平成2年6月28日～7月3日の大雨	梅雨前線が6月28日に九州北部に南下し、7月3日まで九州付近に停滞した。市内では、7月2日7時から8時までの1時間の降水量が53mmに達し、大川町、松浦町を中心に一部損壊の家屋が1棟、床上浸水の家屋が94棟、床下浸水の家屋が424棟におよんだ。
平成14年9月16日の大雨	対馬海峡付近の低気圧から延びる寒冷前線に南から暖かく湿った空気が流れ込み、市内では17時からの1時間の降水量が86mmに達し、発生した土砂崩れにより、家屋1棟が倒壊し、1名が犠牲となった。全壊の家屋1棟、床上浸水の家屋が14棟、床下浸水の家屋が229棟におよんだ。



## II 想定するリスク

災 害	概 要
平成30年7月の大雨	<p>7月5日から6日にかけて梅雨前線が九州北部地方に停滞し、大量の湿った空気が流れ込んだため、長時間にわたり大気の状態が非常に不安定となった。</p> <p>5日から8日にかけての降水量は445mm、最大72時間降水量が観測史上1位を更新するなど、記録的な大雨となり、一部損壊の家屋が11棟、死者1名が発生した。</p>
令和元年8月27日～30日の大雨	<p>8月26日には九州南部付近にあった前線が、27日には対馬海峽付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方で大気の状態が非常に不安定となり、佐賀県で記録的な大雨となった。</p> <p>この大雨により、松浦町萩ノ尾で松浦川が越水。市内各地で土砂災害等が発生し、床上浸水4棟、床下浸水の家屋が30棟におよんだ。</p>
令和3年8月11日～19日の大雨	<p>8月11日から19日にかけて、前線が九州付近に停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の周辺から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、記録的な大雨となった。なお、この不安定な状態は19日にかけて継続した。</p> <p>本市においては、8月11日午前7時から雨が降り始め、18日までに820mmの降雨があった。人的被害はなかったものの、住家被害が3件（床下浸水2件、一部損壊1件、非住家被害が1件、道路及び河川の被害が126箇所449,023千円、農作物の被害が21,627千円、農地被害が31千円であった。</p>

### (2) 台風

本市は、台風が来襲する頻度が高い。

台風は平均（統計期間：1991～2020年）すると1年間に約25個発生しており、その中の約11個が日本の300km以内に接近し、更にその中の3個が上陸している。九州北部地方には約4個の台風が接近している。但し、9個の台風が九州北部に接近した年（2004年）もあれば、1個も接近しなかった年（2001年）もあるなど、年による変動も大きい。

台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

#### 【本市に被害をもたらした主な台風】

災 害	概 要
平成18年9月16日～18日の台風(台風第13号)及び秋雨前線豪雨	<p>フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。</p> <p>17日午後2時頃から午後5時頃にかけて県のほぼ全域が暴風域に入り記録的な暴風により県内各地で停電が発生した。</p> <p>また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。</p> <p>このため、16日明け方から昼前にかけて非常に激しい雨となり、伊万里市では1時間に99mmという猛烈な雨を観測し、日最大1時間降水量の極値を更新した。</p> <p>鉄砲水や河川のはん濫が発生し、3名が犠牲となった。</p>

## II 想定するリスク

### (3) 高潮

伊万里湾は、大潮の満潮時と大雨が重なった場合に、沿岸部の低地において、床下浸水等が度々起こっている。

### (4) 地すべり等

本市は、半分以上が地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、過去に地すべり、急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。

#### 【本市に被害をもたらした地すべり等】

災 害	概 要
昭和26年2月16日の地すべり	6時頃大音響と共に崩壊性地すべりが発生し、山代町西分の平古場地区を埋没した。県境の稜線に近い標高325m付近より幅400m、長さ1,000mにおよんだ地すべりである。誘因としての連続降水量(2月8日～2月15日まで)は、81.1mmであった。死者は3名にのぼり、全壊住家27戸におよんだ。
平成18年9月16日～18日の地すべり	台風第13号及び秋雨前線豪雨に伴い、16日10時30分頃、南波多町府招の国道202号脇の山で幅約100m、奥行き約170mにわたる地すべりが発生した。崩落した土砂により道路の一部が埋没し、家屋2戸が全壊、1戸が半壊するなどの被害が生じた。

### (5) 大雪

本市の大雪は冬型気圧配置(季節風)によるものと、台湾近海で発生した低気圧が九州の南岸付近を発達しながら東進するものに大別される。

一般に積雪10cm以上になると大雪の災害が出はじめ、30cm以上になると大きな災害が発生している。

#### 【本市に被害をもたらした主な大雪】

災 害	概 要
平成28年1月24日～25日の大雪	24日から25日にかけて県内各地で大雪となり、市内でも10cmの積雪を観測した。冬型の気圧配置が続き、24日は日最低気温が氷点下4.8度を観測、日最高気温も氷点下1.4度となり真冬日となった。 大雪や低温の影響で市街地や山間部の路線などで車両の通行が困難となり、鉄道・バスの運休・遅延などの交通障害や車のスリップ事故が発生した。 また、低温の影響から水道管損傷などにより、約6,900世帯が断水したため、自衛隊の災害派遣を要請し、26日から29日まで給水活動が実施された。

### (6) 竜巻

竜巻は、激しい空気の渦巻で、大きな積乱雲の底から漏斗状に雲が垂れさがり、陸上では巻き上がる砂塵、海上では水柱を伴う。

## II 想定するリスク

---

### (7) 地震

市内の活断層の活動に伴う、規模の大きな地震は知られていない。

### (8) 津波

市内において、規模の大きな被害を伴う津波は知られていない。

## 3 計画において想定するリスク

---

本市の特性や過去の災害被害を踏まえ、いずれの災害についても、今後も本市に甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の対象としては、大規模自然災害全般をリスクとして想定する。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることを想定しておく。

なお、本計画及び本市の国土強靱化に関する施策における自然災害の規模等については、概ね以下のとおりの前提とする。

### (1) 豪雨・大雨（洪水）

平成30年7月、令和元年8月及び令和3年8月と同等の記録的な集中豪雨は、今後も発生する。

### (2) 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受ける。

### (3) 高潮

伊万里湾において異常高潮が発生する。

### (4) 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、同時多発的に発生する。

### (5) 大雪

過去に体験した降雪を上回るものが、今後も発生する。

### (6) 竜巻

これまでに国内で発生した最大規模の強さの竜巻は、本市でも発生する。

### (7) 地震

市内及び周辺にはいくつかの内陸活断層が存在しており、その活動により被害地震が発生する可能性が考えられる。

特に、市内にある楠久断層を震源とする地震では、市内のほとんどの地域で震度5強から6強の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。

### (8) 津波

市内に津波被害を及ぼす可能性のある断層は対馬海峡東の断層や北九州市の沖にある西山断層があり、市内に最も影響を及ぼすのは西山断層で、想定最大津波高は2.2mとなっている。

## Ⅲ 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価について

基本法は、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって従うべき方針の一つとして「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（脆弱性評価）を行うこと」を規定している（第9条第5号）。

また、基本法は、国の基本計画の策定に当たり、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成」することを求めている（第17条第1号）。

#### 《参考》基本法より

（施策の策定及び実施の方針）

第9条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

〔第1号～第4号省略〕

5 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。

〔第6号～第7号省略〕

（国土強靱化基本計画の案の作成）

第17条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

〔第6項～第8項省略〕

このため、本計画の策定に当たっては、次の手順に沿って脆弱性評価を実施する。

ア) 「事前に備えるべき目標」を設定し、その目標ごとに「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定し、これに対する施策について横断的に評価する。

(基本法第17条第3号)

イ) 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価を行う。(基本法第17条第4号)

ウ) 投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価を行う。

(基本法第17条第5号)

エ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避(リスクの一部低減を含む)するために、現在、本市が行っている施策を抽出し、抽出した施策をまとめたものをプログラムとする。

オ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各プログラムを構成する施策ごとに、現行の取組で十分かどうかの分析・評価を行い、施策分野ごとに整理する。

### III 脆弱性評価

#### 2 事前に備えるべき目標

国の基本計画との調和を図りつつ、5つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

#### 3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画との調和を図りつつ、本市の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する21の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定する。

#### 【事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧】

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	
I 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生	
		1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生	
		1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	
		1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	
		1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生	
	II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
			2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足
			3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する
III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3	3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態	
		3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断	
	IV 迅速な復旧復興	4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動(サプライチェーンを含む)を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態
			4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止
			4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
			4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断
			4-5 市街地での大規模火災の発生
			4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大
	5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			

### Ⅲ 脆弱性評価

#### 4 施策分野

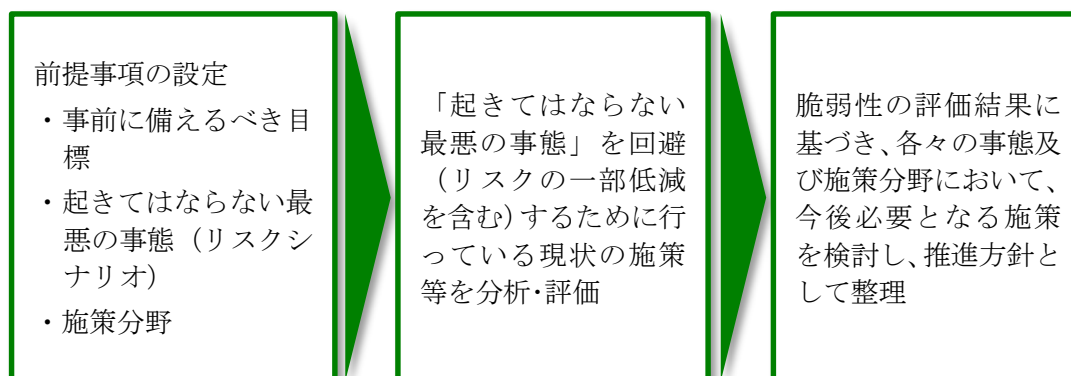
国の基本計画との調和を図りつつ、本市の行政組織との整合性も勘案し、次の6つの国土強靱化に関する施策分野を設定する。

1. 安心して健やかな暮らしづくり（健康福祉）
2. 創造的で心豊かなひとづくり（教育文化）
3. 活気あふれる産業づくり（産業振興）
4. 生活の基盤づくり（基盤整備）
5. 住みよい環境づくり（生活環境）
6. 自立と協働のまちづくり（新しい協働創造）

#### 5 評価結果

脆弱性評価の結果は、【別紙1】及び【別紙2】のとおり。

#### 《参考》脆弱性評価から推進方針の整理までの流れ



### IV 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、4つの基本目標を達成するため、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として、【別紙3】のとおり整理する（併せて、リスクシナリオごとの推進方針についても【別紙4】のとおり整理する）。

また、国土強靱化に関する施策を推進する重要業績指標（KPI）を、【別紙5】のとおり設定する。

なお、本計画で設定した21の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても本市に対して多大な被害・損害を与えるものであること、また各最悪の事態を回避するためのプログラムを構成する個別の施策は、他のプログラムにも共通している場合が多いことなどから、本計画ではプログラム単位での施策の重点化や優先順位付けは行わず、各推進方針において必要に応じた重点化や優先順位付けの方針を示す。

### V 計画の推進と不断の見直し

- 各施策分野間には、相互に密接な関連を有している施策も多くあるため、施策の推進に当たっては適切な役割分担や調整を図り、施策の実効性・効率性を高めるよう十分に配慮する。
- 本計画の計画期間は4年間であるが、計画期間中であっても、「第6次伊万里市総合計画後期基本計画」のマネジメント・サイクルの実施と合わせ、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行う。

## 別紙1・リスクシナリオ別脆弱性評価結果

## 目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 1-1) 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が高いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。

災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。

近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所について、計画的に防災対策に取り組む必要がある。

市が管理する道路付属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、本市の一部においても、震度6強の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題である。

市民に最も身近な住宅については、佐賀県は全国に比べ耐震化が遅れている。

近隣住宅への被害拡大を防ぐため、空家管理を適正に行う必要がある。

緊急車両の通行や救援物資の輸送の支障になることから、道路沿いの空家について適正に管理する必要がある。

大阪北部地震では、耐震性に問題があるブロック塀等が倒壊し重大な被害が出たが、本市においてもブロック塀等の安全を確保する必要がある。



**1-2) 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生**

近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が高いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。

要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。

災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。

近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

市の発令する避難指示等に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。

市が管理する波多津漁港施設においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいることから、計画的な老朽化対策が必要である。

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所について、計画的に防災対策に取り組む必要がある。

市が管理する道路付属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。

近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民みずからの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。

市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行う事が必要である。

河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。

今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。

築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため、整備が必要である。

整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。

**1-3) 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生**

近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が高いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。

要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。

災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。

近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。

市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所について、計画的に防災対策に取り組む必要がある。

市が管理する道路付属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

熊本地震や北海道胆振東部地震等において、甚大な宅地被害が発生しており、大規模盛土造成地における滑動崩落対策について取組が必要である。

市の発令する避難指示等に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。

住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。

近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民みずからの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。

今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行う必要がある。

木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。

**1-4) 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生**

要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める必要がある。

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の維持、管理及び強化に取り組む必要がある。

住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。

整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。

**1-5) 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生**

災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。

近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。

**目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる****2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

災害時における緊急支援物資等の拠点、円滑な輸送を確保するため、港湾施設の耐震性能の強化（耐震強化岸壁、臨港道路の液状化対策等）を図る必要がある。

港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいることから、計画的な老朽化対策が必要である。

市が管理する道路付属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所について、計画的に防災対策に取り組む必要がある。

市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

本市と、県内他都市、隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道等）等とを結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、西九州自動車道等の広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。

近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、本市の一部においても、震度6強の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題である。

災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。

**2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生**

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所について、計画的に防災対策に取り組む必要がある。

本市と、県内他都市、隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道等）等とを結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、西九州自動車道等の広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。

市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

市が管理する道路付属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行う必要がある。

**2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足**

災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所について、計画的に防災対策に取り組む必要がある。

市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

市が管理する道路付属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

本市と、県内他都市、隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道等）等とを結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、西九州自動車道等の広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。

近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、本市の一部においても、震度6強の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題である。

近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

市内で大規模災害が発生した場合、市内の消防機関だけでは膨大な救急・救助の需要に対応できない事態も想定されることから、迅速かつ的確な緊急消防援助隊の応援要請及び市内で緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を確保しておく必要がある。

災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の維持、管理及び強化に取り組む必要がある。

災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。

**2-4) 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足**

災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所について、計画的に防災対策に取り組む必要がある。

市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

市が管理する道路付属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

本市と、県内他都市、隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道等）等とを結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、西九州自動車道等の広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。

近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、本市の一部においても、震度6強の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題である。

**目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する****3-1) 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態**

災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、本市の一部においても、震度6強の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題である。

近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加や防犯灯の設置支援等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。

**3-2) 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断**

災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の維持、管理及び強化に取り組む必要がある。

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

## 目標4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動(サプライチェーンを含む)を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

### 4-1) サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

企業BCPの策定は、災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」に加え、サプライチェーン維持の観点からも重要性が高いものであり、市内企業に対するBCP策定を促進する必要がある。

災害時における緊急支援物資等の拠点、円滑な輸送を確保するため、港湾施設の耐震性能の強化（耐震強化岸壁、臨港道路の液状化対策等）を図る必要がある。

港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいることから、計画的な老朽化対策が必要である。

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所について、計画的に防災対策に取り組む必要がある。

市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

市が管理する道路付属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

本市と、県内他都市、隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道等）等とを結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、西九州自動車道等の広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。

近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、本市の一部においても、震度6強の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題である。

### 4-2) 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所について、計画的に防災対策に取り組む必要がある。

市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

市が管理する道路付属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

本市と、県内他都市、隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道等）等とを結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、西九州自動車道等の広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。

近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、本市の一部においても、震度6強の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題である。

**4-3) 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止**

確保された水資源を安定して確実に農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。

確保された水資源を安定して確実に工業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。

確保された水資源を安定して確実に上水に利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。

生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市の実情に応じて下水道や浄化槽の維持管理などが適正に継続できるよう経営基盤を強化することが必要である。

**4-4) 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断**

災害時における緊急支援物資等の拠点、円滑な輸送を確保するため、港湾施設の耐震性能の強化（耐震強化岸壁、臨港道路の液状化対策等）を図る必要がある。

港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいることから、計画的な老朽化対策が必要である。

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所について、計画的に防災対策に取り組む必要がある。

市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

市が管理する道路付属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

本市と、県内他都市、隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道等）等とを結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、西九州自動車道等の広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。

被災時において、定時性臨時性による大量輸送手段を確保するため、公共交通機関（バス・鉄道）を支援する必要がある。

近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、本市の一部においても、震度6強の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題である。

**4-5) 市街地での大規模火災の発生**

近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

市の発令する避難指示等に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。

**4-6) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生**

今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。

築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため、整備が必要である。



**4-7) 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大**

近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。

築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため、整備が必要である。

木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。

近年、集中豪雨等の異常気象が頻発する中、農地や森林が荒廃することで、被害の多発化・激甚化のリスクが高まるため、農地や森林に被害をおよぼすイノシシなどの有害鳥獣への対策が必要である。

**目標5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する****5-1) 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の瓦礫等の災害廃棄物の大量発生が想定されるため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。

近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。

被災後、災害復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要であり、調査の推進を図る必要がある。

大規模地震発生時に想定される倒壊家屋の瓦礫等の災害廃棄物の搬出のため、耐震性能を備えた港湾施設の強化を図る必要がある。

**5-2) 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。

**5-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。

近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

地域における自発的かつ主体的な取組は、これまでも行われてきたところであるが、今後更に自発の地域づくりを強力に推進するうえでは、「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持と、地域の実情・実態に沿った支援が必要である。

災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。

## 別紙2・施策分野別脆弱性評価結果

<b>1 安心して健やかな暮らしづくり(健康福祉)</b>
<b>1 地域福祉の充実</b> 近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が高いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。  災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
<b>2 高齢者支援の充実</b> 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
<b>3 障がい者支援の充実</b> 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。  近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が高いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
<b>6 保健医療体制の充実</b> 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。

**2 創造的で心豊かなひとづくり(教育文化)****7 学校教育の推進**

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。

近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

市の発令する避難指示等に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。

**9 青少年の健全育成の推進**

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。

近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

市の発令する避難指示等に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。

災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。

災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心して暮らせるまちづくりを行う必要がある。

**3 活気あふれる産業づくり(産業振興)****13 農林水産業の振興**

市が管理する波多津漁港施設においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。

確保された水資源を安定して確実に農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。

近年、集中豪雨等の異常気象が頻発する中、農地や森林が荒廃することで、被害の多発化・激甚化のリスクが高まるため、農地や森林に被害をおよぼすイノシシなどの有害鳥獣への対策が必要である。

**14 商工業の振興**

企業BCPの策定は、災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」に加え、サプライチェーン維持の観点からも重要性が高いものであり、市内企業に対するBCP策定を促進する必要がある。

確保された水資源を安定して確実に工業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。

**16 港湾の活用**

港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいることから、計画的な老朽化対策が必要である。

災害時における緊急支援物資等の拠点、円滑な輸送を確保するため、港湾施設の耐震性能の強化（耐震強化岸壁、臨港道路の液状化対策等）を図る必要がある。

**4 生活の基盤づくり(基盤整備)****17 道路・交通体系の整備**

道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所について、計画的に防災対策に取り組む必要がある。

市が管理する道路付属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

本市と、県内他都市、隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道等）等とを結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、西九州自動車道等の広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。

被災時において、定時性臨時性による大量輸送手段を確保するため、公共交通機関（バス・鉄道）を支援する必要がある。

**18 上下水道の整備**

確保された水資源を安定して確実に上水に利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。

確保された水資源を安定して確実に農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。

生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市の実情に応じて下水道や浄化槽の維持管理などが適正に継続できるよう経営基盤を強化することが必要である。

**20 住宅施策の推進**

近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、本市の一部においても、震度6強の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題である。

市民に最も身近な住宅については、佐賀県は全国に比べ耐震化が遅れている。

近隣住宅への被害拡大を防ぐため、空家管理を適正に行う必要がある。

緊急車両の通行や救援物資の輸送の支障になることから、道路沿いの空家について適正に管理する必要がある。

大阪北部地震では、耐震性に問題があるブロック塀等が倒壊し重大な被害が出たが、本市においてもブロック塀等の安全を確保する必要がある。

熊本地震や北海道胆振東部地震等において、甚大な宅地被害が発生しており、大規模盛土造成地における滑動崩落対策について取組が必要である。

大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の瓦礫等の災害廃棄物の大量発生が想定されるため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。

**5 住みよい環境づくり(生活環境)****22 防災体制の充実**

近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

市の発令する避難指示等に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。

住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。

近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民みずからの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進める必要がある。

市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行う必要がある。

河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進める必要がある。

今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。

築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため、整備が必要である。

整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。

今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行う必要がある。

木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。

災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の維持、管理及び強化に取り組む必要がある。

災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。

災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。

市内で大規模災害が発生した場合、市内の消防機関だけでは膨大な救急・救助の需要に対応できない事態も想定されることから、迅速かつ的確な緊急消防援助隊の応援要請及び市内で緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を確保しておく必要がある。

近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。

大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。

**23 暮らしの安全・安心の確立**

災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加や防犯灯の設置支援等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。

**6 自立と協働のまちづくり(新しい協働創造)****24 市政に関する情報共有と市民参画の促進**

災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の維持、管理及び強化に取り組む必要がある。

**25 市民との協働によるまちづくりの推進**

地域における自発的かつ主体的な取組は、これまでも行われてきたところであるが、今後更に自発の地域づくりを強力に推進するうえでは、「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持と、地域の実情・実態に沿った支援が必要である。

災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心して暮らせるまちづくりを行う必要がある。

近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。



## 別紙3・施策分野別推進方針

<p><b>1 安心で健やかな暮らしづくり(健康福祉)</b></p> <p><b>1 地域福祉の充実</b> 避難行動要支援者等を行政とともに支援する住民相互の助け合いのネットワークを促進するため、避難行動要支援者名簿の活用により、災害時に避難支援が必要な人の把握に努めるとともに、地区防災会と連携し、具体的な災害を想定した効果的な支援体制の整備を推進する。(福祉課、防災危機管理課)</p> <p>障がいのある人や高齢者など配慮の必要な人が、災害時に安心して生活することができる福祉避難所の拡充について検討を進める。(福祉課、防災危機管理課)</p>
<p><b>2 高齢者支援の充実</b> 高齢者やその家族への支援を推進するため、地域包括支援センター機能の充実や関係機関との連携を図る。(長寿社会課)</p> <p>市が指定する介護施設等については、国の基準に基づき非常災害に関する具体的計画の策定など必要な対策がとられているか、点検や指導を行い、利用者が安全に避難できる体制の整備を促進する。(長寿社会課)</p>
<p><b>3 障がい者支援の充実</b> 公共施設において、障がいのある人が快適で安全に利用するためのバリアフリー化を推進する。(福祉課)</p> <p>各種福祉施設や病院などの関係機関や関係団体等との連携を強化し、多様化する障がい福祉ニーズに対応できる体制の整備を図る。(福祉課)</p> <p>障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための啓発活動や情報提供に努める。(福祉課)</p>
<p><b>6 保健医療体制の充実</b> 医師会等との連携により、市民が安心してサービスを受けることができる医療体制の整備を図る。(健康づくり課)</p> <p>市民が地域において必要な医療サービスを受けることができるよう、医療スタッフの育成と確保に努める。(健康づくり課)</p> <p>地域医療確保のため、伊万里有田共立病院の運営を支援する。(市民課)</p>
<p><b>2 創造的で心豊かなひとづくり(教育文化)</b></p> <p><b>7 学校教育の推進</b> 学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた規模適正化の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を進めるなど、安心して学習活動に集中できる教育環境とするよう努める。(施設営繕課、学校教育課)</p> <p>登下校中における児童生徒の安全の確保のため、通学路の安全点検を実施するとともに、危険予測や回避能力の向上のため安全教育を進める。(学校教育課、防災危機管理課)</p> <p><b>9 青少年の健全育成の推進</b> 平時から、各地区の青少年育成町民会議など関係団体等と連携し、地域における有害環境についての点検活動や巡回パトロールに取り組む。(生涯学習課)</p> <p>伊万里市青少年育成市民会議などの青少年育成団体や市内企業・団体との連携・協力体制のさらなる強化を進め、地域ぐるみでの支援体制の充実を図る。(生涯学習課)</p>

**3 活気あふれる産業づくり(産業振興)****13 農林水産業の振興**

老朽化が進む漁港施設について、点検、機能保全計画の策定による年次的な改修に取り組む。(農山漁村整備課)

計画的な林道の整備のほか、既存の林道施設等についての点検や個別施設計画の策定により、適切な維持管理を行い、林業の施業効率化を図る。(農山漁村整備課)

中山間地域において、農業生産条件の不利を補うとともに、水源かん養・洪水防止等の農地が持つ多面的機能の維持・向上を図るため、地域が取り組む共同活動を支援する。(農業振興課)

農業用施設、農地や農村環境を適切に管理し、農業・農村が有する多面的機能を維持していくため、地域が一体となって取り組む保全活動や長寿命化の活動を支援する。(農山漁村整備課)

暗渠排水等による農地の条件整備など、農地の利用率向上に向けた取組を進める。(農山漁村整備課)

適正な森林の管理を促進するため、森林組合等の林業経営体への施業の集約を行う。(農山漁村整備課)

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。(道路河川課)

イノシシ等の有害鳥獣による被害を受けている農地の所有者に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し支援を行う。(農業振興課)

**14 商工業の振興**

市内事業者の事業継続力強化を図るため、商工団体と連携して、企業BCP策定を促進する。(企業誘致・商工振興課)

工業用水の安定供給のため、経営の健全化を図り、企業の水需要に対応した計画的な施設更新等に努める。(上下水道部管理課、上下水道部水道施設課)

**16 港湾の活用**

重要港湾である伊万里港が担う役割の向上にあわせて、耐震強化岸壁を港湾計画に位置付けるとともに耐震強化岸壁の早期整備、さらに輸送経路となる臨港道路の液状化対策の整備への働きかけを国や県に対して行い、港湾施設の強化を図る。(伊万里湾総合開発課)

北部九州における国際物流拠点として荷役や輸送の効率化を促進し、港湾機能の高度化を推進するため、国や県へ働きかけを行い、港湾施設の強化を図る。(伊万里湾総合開発課)

伊万里港における人流や物流の定時性、迅速性を確保する交通体系の構築を図る。(伊万里湾総合開発課)

**4 生活の基盤づくり(基盤整備)****17 道路・交通体系の整備**

老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。(道路河川課)

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。(道路河川課)

円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。(道路河川課)

子どもや高齢者、障がいのある人が安全に安心して通行できるよう、生活道路のバリアフリー化に取り組む。(道路河川課)

西九州自動車道について、関係自治体や団体と連携して全線開通の早期実現に向けた国への要望活動を進めるとともに、整備促進のための円滑な用地取得や地元に対する説明に取り組む。(都市政策課)

高速かつ安全な物流ネットワークを構築するため、国道204号バイパスなど幹線道路や臨港道路の整備について、事業者である国や県に対し、要望活動を進める。(都市政策課)

公共交通機関(バス・鉄道)の充実にに向けた支援に努め、定時・臨時による大量輸送手段を確保する。(まちづくり課)

**18 上下水道の整備**

上水道施設の計画的な整備により漏水の発生を予防する。(上下水道部水道施設課)

適切な支援により浄化槽の設置を促進する。(上下水道部管理課)

公共下水道の計画区域内における未供用区域の効率的な整備を推進する。(上下水道部管理課、上下水道部下水道施設課)

老朽化が進む下水道施設については、施設ごとのストックマネジメント計画に基づき、適切な維持補修や計画的な更新を図る。(上下水道部下水道施設課)

**20 住宅施策の推進**

耐震性に不安のある住宅に対する耐震診断や耐震改修を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、支援に努める。(都市政策課)

市営住宅については、住宅ごとの長寿命化計画に基づく適切な維持管理や計画的な更新に取り組むとともに、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化を推進する。(都市政策課、施設営繕課)

老朽化により建て替えが必要な市営住宅については、長寿命化計画の実施方針に基づきPFIの活用など民間との連携による新しい市営住宅の供給方法を検討し、公営住宅等整備事業等を推進する。(都市政策課、施設営繕課)

倒壊等の危険がある特定空家等については、所有者への助言や指導などを定めた空家等対策計画に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業等により適切な管理を促進する。(都市政策課)

空家等の撤去を実施する所有者に対し、空き家再生等推進事業等を活用し支援を行う。(都市政策課)

ブロック塀等の撤去を実施する所有者に対し、住宅・建築部安全ストック形成事業等を活用し支援を行う。(都市政策課)

一定の要件を満たす大規模盛土造成地で行われる対策工事については、宅地耐震化推進事業を活用し支援を行う。(都市政策課)

**5 住みよい環境づくり(生活環境)****22 防災体制の充実**

防災訓練の充実等を図り、防災関係機関の連携強化、業務従事者の技術の習得等による災害対応力の向上を推進する。(防災危機管理課)

消防訓練をはじめ、火災予防運動に取り組むほか、災害発生時に主体的に行動する力を身に付けるための防災教育に取り組み、市民の防火・防災意識の高揚を図る。(防災危機管理課、消防調整課)

地域の防災力の充実のため、事業所や市民等に対して、消防団への理解や協力を得るための啓発活動を推進し、消防団員の確保を図るなど、円滑に消防団活動を実施できる環境を整備する。(消防調整課)

河川の氾濫や低地における浸水等の対策として、国や県等と連携し、市管理河川や排水機場、樋門の整備、維持管理などに取り組む。(道路河川課)

災害時において市民が迅速かつ的確に対応できるよう、土砂災害の危険箇所および避難場所や経路を示した土砂災害ハザードマップの作成に取り組む。(道路河川課、防災危機管理課)

老朽化したため池の年次的な改修に取り組む。(農山漁村整備課)

急傾斜地崩壊防止施設などの整備について、国や県に対する積極的な働きかけを進め、事業促進に努める。(道路河川課)

水源涵養や土砂流出の防止など森林が持つ公益的機能を維持するため、国や県等の関係機関との連携により、森林の適正な管理を促進する。(農山漁村整備課)

迅速かつ確実な災害情報の伝達手段の確保のため、防災行政無線の活用や伝達手段の多重化、避難計画の充実を図る。(防災危機管理課)

独自では食料や飲料水等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品の備蓄に努める。(防災危機管理課)

地域の防災力を高める取組を進めるとともに、各防災関係機関の機能向上および相互協力体制の強化を図る。(防災危機管理課)

大規模災害の発生に備え、他自治体との相互応援体制を確立する。(防災危機管理課)

協力体制の確保、的確な情報収集、ごみの排出方法の周知徹底、廃棄物の分別徹底、廃棄物処理事業者の安全性確保、仮設トイレの設置、災害廃棄物の処理及びし尿処理の体制整備に努める。(環境政策課)

大規模な風水害に対処するため、県内外の防災関係機関等と応援協定の締結を推進し、応援要請、受入れが迅速かつ円滑に行えるよう、体制の整備に努める。(防災危機管理課)

**23 暮らしの安全・安心の確立**

市民の防犯意識を啓発するため、警察や防犯協会などの関係機関と連携し、防犯に関する講話や防犯訓練等を実施する。(防災危機管理課)

平時より暴力犯罪の排除を目指し、警察や暴力追放推進市民会議と連携し、暴力犯罪防止に対する市民意識の高揚を図る。(防災危機管理課)

地域と一体となった防犯活動を推進し、登下校時の児童生徒の安全を守る取組を促進するとともに、地域における夜間の安全確保を図る。(生涯学習課、防災危機管理課)

**6 自立と協働のまちづくり(新しい協働創造)****24 市政に関する情報共有と市民参画の促進**

多様なメディアや情報機器を活用し、それぞれの特徴を生かした的確でわかりやすい情報発信に努める。  
(情報政策課)

**25 市民との協働によるまちづくりの推進**

若い世代を中心に市民のまちづくりへの関心を高める取組を進めるとともに、市民による自発的な参加しやすいまちづくり活動の促進と支援を行う。(まちづくり課)

地域の課題を住民みずから考え解決を目指す取組の強化を図るとともに、新たな形での地域運営組織の設立を促進するほか、地域の実情に合った持続的な活動の支援に努める。(まちづくり課)

高校生をはじめとした若い世代を中心に市民のまちづくりへの関心を高める取組を進めるとともに、市民が参加しやすいまちづくり活動の促進に努める。(まちづくり課)

市民によるまちづくりの自発的な活動を支援するとともに、活動の中心となるリーダーの育成に取り組む。(まちづくり課)

地域のつながりにより構成される組織の活性化を促進する。(まちづくり課、生涯学習課)

コミュニティセンター及び中央公民館を中心に、地域の課題解決を図るまちづくり活動の支援に努める。  
(まちづくり課、生涯学習課)

## 別紙4・リスクシナリオ別推進方針

**1-1) 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生****1 地域福祉の充実**

避難行動要支援者等を行政とともに支援する住民相互の助け合いのネットワークを促進するため、避難行動要支援者名簿の活用により、災害時に避難支援が必要な人の把握に努めるとともに、地区防災会と連携し、具体的な災害を想定した効果的な支援体制の整備を推進する。（福祉課、防災危機管理課）

障がいのある人や高齢者など配慮の必要な人が、災害時に安心して生活することができる福祉避難所の拡充について検討を進める。（防災危機管理課、福祉課）

**2 高齢者支援の充実**

高齢者やその家族への支援を推進するため、地域包括支援センター機能の充実や関係機関との連携を図る。（長寿社会課）

**3 障がい者支援の充実**

公共施設において、障がいのある人が快適で安全に利用するためのバリアフリー化を推進する。（福祉課）

障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための啓発活動や情報提供に努める。（福祉課）

各種福祉施設や病院などの関係機関や関係団体等との連携を強化し、多様化する障がい福祉ニーズに対応できる体制の整備を図る。（福祉課）

**6 保健医療体制の充実**

医師会等との連携により、市民が安心してサービスを受けることができる医療体制の整備を図る。（健康づくり課）

市民が地域において必要な医療サービスを受けることができるよう、医療スタッフの育成と確保に努める。（健康づくり課）

地域医療確保のため、伊万里有田共立病院の運営を支援する。（市民課）

**7 学校教育の推進**

学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた規模適正化の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を進めるなど、安心して学習活動に集中できる教育環境とするよう努める。（学校教育課、施設営繕課）

登下校中における児童生徒の安全の確保のため、通学路の安全点検を実施するとともに、危険予測や回避能力の向上のため安全教育を進める。（学校教育課、防災危機管理課）

**17 道路・交通体系の整備**

老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。（道路河川課）

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。（道路河川課）

円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。（道路河川課）

子どもや高齢者、障がいのある人が安全に安心して通行できるよう、生活道路のバリアフリー化に取り組む。（道路河川課）

**20 住宅施策の推進**

空家等の撤去を実施する所有者に対し、空き家再生等推進事業等を活用し支援を行う。（都市政策課）

ブロック塀等の撤去を実施する所有者に対し、住宅・建築部安全ストック形成事業等を活用し支援を行う。（都市政策課）

耐震性に不安のある住宅に対する耐震診断や耐震改修を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、支援に努める。（都市政策課）

市営住宅については、住宅ごとの長寿命化計画に基づく適切な維持管理や計画的な更新に取り組むとともに、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化を推進する。（都市政策課、施設営繕課）

老朽化により建て替えが必要な市営住宅については、長寿命化計画の実施方針に基づきPFIの活用など民間との連携による新しい市営住宅の供給方法を検討し、公営住宅等整備事業等を推進する。（都市政策課、施設営繕課）

倒壊等の危険がある特定空家等については、所有者への助言や指導などを定めた空家等対策計画に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業等により適切な管理を促進する。（都市政策課）

**22 防災体制の充実**

防災訓練の充実等を図り、防災関係機関の連携強化、業務従事者の技術の習得等による災害対応力の向上を推進する。（防災危機管理課）

消防訓練をはじめ、火災予防運動に取り組むほか、災害発生時に主体的に行動する力を身に付けるための防災教育に取り組み、市民の防火・防災意識の高揚を図る。（防災危機管理課、消防調整課）

地域の防災力の充実のため、事業所や市民等に対して、消防団への理解や協力を得るための啓発活動を推進し、消防団員の確保を図るなど、円滑に消防団活動を実施できる環境を整備する。（消防調整課）

**1-2) 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生****1 地域福祉の充実**

避難行動要支援者等を行政とともに支援する住民相互の助け合いのネットワークを促進するため、避難行動要支援者名簿の活用により、災害時に避難支援が必要な人の把握に努めるとともに、地区防災会と連携し、具体的な災害を想定した効果的な支援体制の整備を推進する。（福祉課、防災危機管理課）

障がいのある人や高齢者など配慮の必要な人が、災害時に安心して生活することができる福祉避難所の拡充について検討を進める。（防災危機管理課、福祉課）

**2 高齢者支援の充実**

市が指定する介護施設等については、国の基準に基づき非常災害に関する具体的計画の策定など必要な対策がとられているか、点検や指導を行い、利用者が安全に避難できる体制の整備を促進する。（長寿社会課）

高齢者やその家族への支援を推進するため、地域包括支援センター機能の充実や関係機関との連携を図る。（長寿社会課）

**3 障がい者支援の充実**

公共施設において、障がいのある人が快適で安全に利用するためのバリアフリー化を推進する。（福祉課）

障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための啓発活動や情報提供に努める。（福祉課）

各種福祉施設や病院などの関係機関や関係団体等との連携を強化し、多様化する障がい福祉ニーズに対応できる体制の整備を図る。（福祉課）

**6 保健医療体制の充実**

医師会等との連携により、市民が安心してサービスを受けることができる医療体制の整備を図る。（健康づくり課）

市民が地域において必要な医療サービスを受けることができるよう、医療スタッフの育成と確保に努める。（健康づくり課）

地域医療確保のため、伊万里有田共立病院の運営を支援する。（市民課）

**7 学校教育の推進**

学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた規模適正化の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を進めるなど、安心して学習活動に集中できる教育環境とするよう努める。（施設営繕課、学校教育課）

登下校中における児童生徒の安全の確保のため、通学路の安全点検を実施するとともに、危険予測や回避能力の向上のため安全教育を進める。（学校教育課、防災危機管理課）

**13 農林水産業の振興**

老朽化が進む漁港施設について、点検、機能保全計画の策定による年次的な改修に取り組む。（農山漁村整備課）

**16 港湾の活用**

伊万里港内の堤防や樋門等の施設の多くは老朽化が進んでいることから、計画的な老朽化対策に取り組むよう、国や県に働きかけを行い、施設の健全化を促進する。（伊万里湾総合開発課）

高潮等により伊万里港内へ流出したコンテナ等の浮遊物を起因とする船舶事故を回避するため、関係機関と情報共有を構築し、安全な水域の確保を図る。（伊万里湾総合開発課）

高潮等により被害を受けた港湾施設（臨港道路の早期啓開含む）の復旧にて、緊急車両等の円滑な動線を確保するため、港湾施設の耐震性能の強化（耐震強化岸壁、臨港道路の液状化対策等）を図る。（伊万里湾総合開発課）

**17 道路・交通体系の整備(道路河川課)**

老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。（道路河川課）

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。（道路河川課）

円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。（道路河川課）

**22 防災体制の充実(防災危機管理課)**

防災訓練の充実等を図り、防災関係機関の連携強化、業務従事者の技術の習得等による災害対応力の向上を推進する。（防災危機管理課）

消防訓練をはじめ、火災予防運動に取り組むほか、災害発生時に主体的に行動する力を身に付けるための防災教育に取り組み、市民の防火・防災意識の高揚を図る。（防災危機管理課、消防調整課）

地域の防災力の充実のため、事業所や市民等に対して、消防団への理解や協力を得るための啓発活動を推進し、消防団員の確保を図るなど、円滑に消防団活動を実施できる環境を整備する。（消防調整課）

河川の氾濫や低地における浸水等の対策として、国や県等と連携し、市管理河川や排水機場、樋門の整備、維持管理などに取り組む。（道路河川課）

災害時において市民が迅速かつ的確に対応できるよう、土砂災害の危険箇所および避難場所や経路を示した土砂災害ハザードマップの作成に取り組む。（道路河川課、防災危機管理課）

老朽化したため池の年次的な改修に取り組む。（農山漁村整備課）



<b>1-3) 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生</b>	
<b>1 地域福祉の充実</b>	<p>避難行動要支援者等を行政とともに支援する住民相互の助け合いのネットワークを促進するため、避難行動要支援者名簿の活用により、災害時に避難支援が必要な人の把握に努めるとともに、地区防災会と連携し、具体的な災害を想定した効果的な支援体制の整備を推進する。（福祉課、防災危機管理課）</p> <p>障がいのある人や高齢者など配慮の必要な人が、災害時に安心して生活することができる福祉避難所の拡充について検討を進める。（防災危機管理課、福祉課）</p>
<b>2 高齢者支援の充実</b>	<p>市が指定する介護施設等については、国の基準に基づき非常災害に関する具体的計画の策定など必要な対策がとられているか、点検や指導を行い、利用者が安全に避難できる体制の整備を促進する。（長寿社会課）</p>
<b>3 障がい者支援の充実</b>	<p>公共施設において、障がいのある人が快適で安全に利用するためのバリアフリー化を推進する。（福祉課）</p> <p>各種福祉施設や病院などの関係機関や関係団体等との連携を強化し、多様化する障がい福祉ニーズに対応できる体制の整備を図る。（福祉課）</p>
<b>6 保健医療体制の充実</b>	<p>医師会等との連携により、市民が安心してサービスを受けることができる医療体制の整備を図る。（健康づくり課）</p> <p>市民が地域において必要な医療サービスを受けることができるよう、医療スタッフの育成と確保に努める。（健康づくり課）</p> <p>地域医療確保のため、伊万里有田共立病院の運営を支援する。（市民課）</p>
<b>7 学校教育の推進</b>	<p>学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた規模適正化の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を進めるなど、安心して学習活動に集中できる教育環境とするよう努める。（施設営繕課、学校教育課）</p> <p>登下校中における児童生徒の安全の確保のため、通学路の安全点検を実施するとともに、危険予測や回避能力の向上のため安全教育を進める。（学校教育課、防災危機管理課）</p>
<b>13 農林水産業の振興</b>	<p>ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。（農山漁村整備課）</p> <p>計画的な林道の整備のほか、既存の林道施設等についての点検や個別施設計画の策定により、適切な維持管理を行い、林業の施業効率化を図る。（農山漁村整備課）</p>
<b>17 道路・交通体系の整備</b>	<p>老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。（道路河川課）</p> <p>円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。（道路河川課）</p>
<b>20 住宅施策の推進</b>	<p>一定の要件を満たす大規模盛土造成地で行われる対策工事については、宅地耐震化推進事業を活用し支援を行う。（都市政策課）</p>

**22 防災体制の充実**

防災訓練の充実等を図り、防災関係機関の連携強化、業務従事者の技術の習得等による災害対応力の向上を推進する。（防災危機管理課）

消防訓練をはじめ、火災予防運動に取り組むほか、災害発生時に主体的に行動する力を身に付けるための防災教育に取り組み、市民の防火・防災意識の高揚を図る。（防災危機管理課、消防調整課）

地域の防災力の充実のため、事業所や市民等に対して、消防団への理解や協力を得るための啓発活動を推進し、消防団員の確保を図るなど、円滑に消防団活動を実施できる環境を整備する。（消防調整課）

急傾斜地崩壊防止施設などの整備について、国や県に対する積極的な働きかけを進め、事業促進に努める。（道路河川課）

災害時において市民が迅速かつ的確に対応できるよう、土砂災害の危険箇所および避難場所や経路を示した土砂災害ハザードマップの作成に取り組む。（道路河川課、防災危機管理課）

水源涵養や土砂流出の防止など森林が持つ公益的機能を維持するため、国や県等の関係機関との連携により、森林の適正な管理を促進する。（農山漁村整備課）

**1-4) 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生****2 高齢者支援の充実**

市が指定する介護施設等については、国の基準に基づき非常災害に関する具体的計画の策定など必要な対策がとられているか、点検や指導を行い、利用者が安全に避難できる体制の整備を促進する。（長寿社会課）

**7 学校教育の推進**

登下校中における児童生徒の安全の確保のため、通学路の安全点検を実施するとともに、危険予測や回避能力の向上のため安全教育を進める。（学校教育課、防災危機管理課）

**17 道路・交通体系の整備**

老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。（道路河川課）

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。（道路河川課）

円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。（道路河川課）

**22 防災体制の充実**

防災訓練の充実等を図り、防災関係機関の連携強化、業務従事者の技術の習得等による災害対応力の向上を推進する。（防災危機管理課）

消防訓練をはじめ、火災予防運動に取り組むほか、災害発生時に主体的に行動する力を身に付けるための防災教育に取り組み、市民の防火・防災意識の高揚を図る。（消防調整課）

地域の防災力の充実のため、事業所や市民等に対して、消防団への理解や協力を得るための啓発活動を推進し、消防団員の確保を図るなど、円滑に消防団活動を実施できる環境を整備する。（消防調整課）

老朽化したため池の年次的な改修に取り組む。（農山漁村整備課）

災害時において市民が迅速かつ的確に対応できるよう、土砂災害の危険箇所および避難場所や経路を示した土砂災害ハザードマップの作成に取り組む。（道路河川課、防災危機管理課）

迅速かつ確実な災害情報の伝達手段の確保のため、防災行政無線の活用や伝達手段の多重化、避難計画の充実を図る。（防災危機管理課）

**24 市政に関する情報共有と市民参画の促進**

多様なメディアや情報機器を活用し、それぞれの特徴を生かした的確でわかりやすい情報発信に努める。（情報政策課）

**1-5) 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生****1 地域福祉の充実**

障がいのある人や高齢者など配慮の必要な人が、災害時に安心して生活することができる福祉避難所の拡充について検討を進める。（防災危機管理課、福祉課）

**22 防災体制の充実**

防災訓練の充実等を図り、防災関係機関の連携強化、業務従事者の技術の習得等による災害対応力の向上を推進する。（防災危機管理課）

消防訓練をはじめ、火災予防運動に取り組むほか、災害発生時に主体的に行動する力を身に付けるための防災教育に取り組み、市民の防火・防災意識の高揚を図る。（防災危機管理課、消防調整課）

地域の防災力の充実のため、事業所や市民等に対して、消防団への理解や協力を得るための啓発活動を推進し、消防団員の確保を図るなど、円滑に消防団活動を実施できる環境を整備する。（消防調整課）

**2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止****16 港湾の活用**

重要港湾である伊万里港が担う役割の向上にあわせて、耐震強化岸壁を港湾計画に位置付けるとともに耐震強化岸壁の早期整備、さらに輸送経路となる臨港道路の液状化対策の整備への働きかけを国や県に対して行い、港湾施設の強化を図る。（伊万里湾総合開発課）

北部九州における国際物流拠点として荷役や輸送の効率化を促進し、港湾機能の高度化を推進するため、国や県へ働きかけを行い、港湾施設の強化を図る。（伊万里湾総合開発課）

伊万里港における人流や物流の定時性、迅速性を確保する交通体系の構築を図る。（伊万里湾総合開発課）

**17 道路・交通体系の整備**

老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。（道路河川課）

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。（道路河川課）

円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。（道路河川課）

西九州自動車道について、関係自治体や団体と連携して全線開通の早期実現に向けた国への要望活動を進めるとともに、整備促進のための円滑な用地取得や地元に対する説明に取り組む。（都市政策課）

高速かつ安全な物流ネットワークを構築するため、国道204号バイパスなど幹線道路や臨港道路の整備について、事業者である国や県に対し、要望活動を進める。（都市政策課）

**20 住宅施策の推進**

耐震性に不安のある住宅に対する耐震診断や耐震改修を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、支援に努める。（都市政策課）

市営住宅については、住宅ごとの長寿命化計画に基づく適切な維持管理や計画的な更新に取り組むとともに、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化を推進する。（都市政策課、施設営繕課）

老朽化により建て替えが必要な市営住宅については、長寿命化計画の実施方針に基づきPFIの活用など民間との連携による新しい市営住宅の供給方法を検討し、公営住宅等整備事業等を推進する。（都市政策課、施設営繕課）

倒壊等の危険がある特定空家等については、所有者への助言や指導などを定めた空家等対策計画に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業等により適切な管理を促進する。（都市政策課）

**22 防災体制の充実**

独自では食料や飲料水等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品の備蓄に努める。（防災危機管理課）

**2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生****17 道路・交通体系の整備**

老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。(道路河川課)

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。(道路河川課)

円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。(道路河川課)

西九州自動車道について、関係自治体や団体と連携して全線開通の早期実現に向けた国への要望活動を進めるとともに、整備促進のための円滑な用地取得や地元に対する説明に取り組む。(伊万里湾総合開発課)

高速かつ安全な物流ネットワークを構築するため、国道204号バイパスなど幹線道路や臨港道路の整備について、事業者である国や県に対し、要望活動を進める。(都市政策課)

**22 防災体制の充実**

急傾斜地崩壊防止施設などの整備について、国や県に対する積極的な働きかけを進め、事業促進に努める。(道路河川課)

**2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足****6 保健医療体制の充実**

医師会等との連携により、市民が安心してサービスを受けることができる医療体制の整備を図る。(健康づくり課)

市民が地域において必要な医療サービスを受けることができるよう、医療スタッフの育成と確保に努める。(健康づくり課)

地域医療確保のため、伊万里有田共立病院の運営を支援する。(市民課)

**17 道路・交通体系の整備**

老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。(道路河川課)

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。(道路河川課)

円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。(道路河川課)

西九州自動車道について、関係自治体や団体と連携して全線開通の早期実現に向けた国への要望活動を進めるとともに、整備促進のための円滑な用地取得や地元に対する説明に取り組む。(都市政策課)

高速かつ安全な物流ネットワークを構築するため、国道204号バイパスなど幹線道路や臨港道路の整備について、事業者である国や県に対し、要望活動を進める。(都市政策課)

**20 住宅施策の推進**

耐震性に不安のある住宅に対する耐震診断や耐震改修を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、支援に努める。（都市政策課）

市営住宅については、住宅ごとの長寿命化計画に基づく適切な維持管理や計画的な更新に取り組むとともに、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化を推進する。（都市政策課、施設営繕課）

老朽化により建て替えが必要な市営住宅については、長寿命化計画の実施方針に基づきPFIの活用など民間との連携による新しい市営住宅の供給方法を検討し、公営住宅等整備事業等を推進する。（都市政策課、施設営繕課）

倒壊等の危険がある特定空家等については、所有者への助言や指導などを定めた空家等対策計画に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業等により適切な管理を促進する。（都市政策課）

**22 防災体制の充実**

地域の防災力を高める取組を進めるとともに、各防災関係機関の機能向上および相互協力体制の強化を図る。（防災危機管理課）

消防訓練をはじめ、火災予防運動に取り組むほか、災害発生時に主体的に行動する力を身に付けるための防災教育に取り組み、市民の防火・防災意識の高揚を図る。（防災危機管理課、消防調整課）

大規模災害の発生に備え、他自治体との相互応援体制を確立する。（防災危機管理課）

迅速かつ確実な災害情報の伝達手段の確保のため、防災行政無線の活用や伝達手段の多重化、避難計画の充実を図る。（防災危機管理課）

防災訓練の充実等を図り、防災関係機関の連携強化、業務従事者の技術の習得等による災害対応力の向上を推進する。（防災危機管理課）

地域の防災力の充実のため、事業所や市民等に対して、消防団への理解や協力を得るための啓発活動を推進し、消防団員の確保を図るなど、円滑に消防団活動を実施できる環境を整備する。（消防調整課）

**2-4) 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足****6 保健医療体制の充実**

医師会等との連携により、市民が安心してサービスを受けることができる医療体制の整備を図る。（健康づくり課）

市民が地域において必要な医療サービスを受けることができるよう、医療スタッフの育成と確保に努める。（健康づくり課）

地域医療確保のため、伊万里有田共立病院の運営を支援する。（市民課）

**17 道路・交通体系の整備**

老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。（道路河川課）

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。（道路河川課）

円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。（道路河川課）

西九州自動車道について、関係自治体や団体と連携して全線開通の早期実現に向けた国への要望活動を進めるとともに、整備促進のための円滑な用地取得や地元に対する説明に取り組む。（伊万里湾総合開発課）

高速かつ安全な物流ネットワークを構築するため、国道204号バイパスなど幹線道路や臨港道路の整備について、事業者である国や県に対し、要望活動を進める。（伊万里湾総合開発課）

**20 住宅施策の推進**

耐震性に不安のある住宅に対する耐震診断や耐震改修を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、支援に努める。（都市政策課）

市営住宅については、住宅ごとの長寿命化計画に基づく適切な維持管理や計画的な更新に取り組むとともに、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化を推進する。（都市政策課、施設営繕課）

老朽化により建て替えが必要な市営住宅については、長寿命化計画の実施方針に基づきPFIの活用など民間との連携による新しい市営住宅の供給方法を検討し、公営住宅等整備事業等を推進する。（都市政策課、施設営繕課）

倒壊等の危険がある特定空家等については、所有者への助言や指導などを定めた空家等対策計画に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業等により適切な管理を促進する。（都市政策課）

**3-1) 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態****9 青少年の健全育成の推進**

平時から、各地区の青少年育成町民会議など関係団体等と連携し、地域における有害環境についての点検活動や巡回パトロールに取り組む。(生涯学習課)

伊万里市青少年育成市民会議などの青少年育成団体や市内企業・団体との連携・協力体制のさらなる強化を進め、地域ぐるみでの支援体制の充実を図る。(生涯学習課)

**17 道路・交通体系の整備**

老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。(道路河川課)

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。(道路河川課)

円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。(道路河川課)

**20 住宅施策の推進**

耐震性に不安のある住宅に対する耐震診断や耐震改修を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、支援に努める。(都市政策課)

市営住宅については、住宅ごとの長寿命化計画に基づく適切な維持管理や計画的な更新に取り組むとともに、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化を推進する。(都市政策課、施設営繕課)

老朽化により建て替えが必要な市営住宅については、長寿命化計画の実施方針に基づきPFIの活用など民間との連携による新しい市営住宅の供給方法を検討し、公営住宅等整備事業等を推進する。(都市政策課、施設営繕課)

倒壊等の危険がある特定空家等については、所有者への助言や指導などを定めた空家等対策計画に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業等により適切な管理を促進する。(都市政策課)

**22 防災体制の充実**

防災訓練の充実等を図り、防災関係機関の連携強化、業務従事者の技術の習得等による災害対応力の向上を推進する。(防災危機管理課)

消防訓練をはじめ、火災予防運動に取り組むほか、災害発生時に主体的に行動する力を身に付けるための防災教育に取り組み、市民の防火・防災意識の高揚を図る。(防災危機管理課、消防調整課)

地域の防災力の充実のため、事業所や市民等に対して、消防団への理解や協力を得るための啓発活動を推進し、消防団員の確保を図るなど、円滑に消防団活動を実施できる環境を整備する。(消防調整課)

**23 暮らしの安全・安心の確立**

市民の防犯意識を啓発するため、警察や防犯協会などの関係機関と連携し、防犯に関する講話や防犯訓練等を実施する。(防災危機管理課)

平時より暴力犯罪の排除を目指し、警察や暴力追放推進市民会議と連携し、暴力犯罪防止に対する市民意識の高揚を図る。(防災危機管理課)



**3-2) 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断****17 道路・交通体系の整備**

老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。（道路河川課）

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。（道路河川課）

円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。（道路河川課）

**22 防災体制の充実**

迅速かつ確実な災害情報の伝達手段の確保のため、防災行政無線の活用や伝達手段の多重化、避難計画の充実を図る。（防災危機管理課）

#### 4-1) サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

##### 14 商工業の振興

市内事業者の事業継続力強化を図るため、商工団体と連携して、企業BCP策定を促進する。（企業誘致・商工振興課）

##### 16 港湾の活用

重要港湾である伊万里港が担う役割の向上にあわせて、耐震強化岸壁を港湾計画に位置付けるとともに耐震強化岸壁の早期整備、さらに輸送経路となる臨港道路の液状化対策の整備への働きかけを国や県に対して行い、港湾施設の強化を図る。（伊万里湾総合開発課）

北部九州における国際物流拠点として荷役や輸送の効率化を促進し、港湾機能の高度化を推進するため、国や県へ働きかけを行い、港湾施設の強化を図る。（伊万里湾総合開発課）

伊万里港における人流や物流の定時性、迅速性を確保する交通体系の構築を図る。（伊万里湾総合開発課）

##### 17 道路・交通体系の整備

老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。（道路河川課）

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。（道路河川課）

円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。（道路河川課）

西九州自動車道について、関係自治体や団体と連携して全線開通の早期実現に向けた国への要望活動を進めるとともに、整備促進のための円滑な用地取得や地元に対する説明に取り組む。（都市政策課）

高速かつ安全な物流ネットワークを構築するため、国道204号バイパスなど幹線道路や臨港道路の整備について、事業者である国や県に対し、要望活動を進める。（都市政策課）

##### 20 住宅施策の推進

耐震性に不安のある住宅に対する耐震診断や耐震改修を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、支援に努める。（都市政策課）

市営住宅については、住宅ごとの長寿命化計画に基づく適切な維持管理や計画的な更新に取り組むとともに、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化を推進する。（都市政策課、施設営繕課）

老朽化により建て替えが必要な市営住宅については、長寿命化計画の実施方針に基づきPFIの活用など民間との連携による新しい市営住宅の供給方法を検討し、公営住宅等整備事業等を推進する。（都市政策課、施設営繕課）

倒壊等の危険がある特定空家等については、所有者への助言や指導などを定めた空家等対策計画に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業等により適切な管理を促進する。（都市政策課）

**4-2) 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止****17 道路・交通体系の整備**

老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。(道路河川課)

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。(道路河川課)

円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。(道路河川課)

西九州自動車道について、関係自治体や団体と連携して全線開通の早期実現に向けた国への要望活動を進めるとともに、整備促進のための円滑な用地取得や地元に対する説明に取り組む。(都市政策課)

高速かつ安全な物流ネットワークを構築するため、国道204号バイパスなど幹線道路や臨港道路の整備について、事業者である国や県に対し、要望活動を進める。(都市政策課)

**20 住宅施策の推進**

耐震性に不安のある住宅に対する耐震診断や耐震改修を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、支援に努める。(都市政策課)

市営住宅については、住宅ごとの長寿命化計画に基づく適切な維持管理や計画的な更新に取り組むとともに、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化を推進する。(都市政策課、施設営繕課)

老朽化により建て替えが必要な市営住宅については、長寿命化計画の実施方針に基づきPFIの活用など民間との連携による新しい市営住宅の供給方法を検討し、公営住宅等整備事業等を推進する。(都市政策課、施設営繕課)

倒壊等の危険がある特定空家等については、所有者への助言や指導などを定めた空家等対策計画に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業等により適切な管理を促進する。(都市政策課)

**4-3) 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や污水处理施設の機能停止****13 農林水産業の振興**

中山間地域において、農業生産条件の不利を補うとともに、水源かん養・洪水防止等の農地が持つ多面的機能の維持・向上を図るため、地域が取り組む共同活動を支援する。(農業振興課)

農業用施設、農地や農村環境を適切に管理し、農業・農村が有する多面的機能を維持していくため、地域が一体となって取り組む保全活動や長寿命化の活動を支援する。(農山漁村整備課)

暗渠排水等による農地の条件整備など、農地の利用率向上に向けた取組を進める。(農山漁村整備課)

**14 商工業の振興**

工業用水の安定供給のため、経営の健全化を図り、企業の水需要に対応した計画的な施設更新等に努める。(上下水道部管理課、上下水道部水道施設課)

**18 上下水道の整備**

上水道施設の計画的な整備により漏水の発生を予防する。(上下水道部水道施設課)

適切な支援により浄化槽の設置を促進する。(上下水道部管理課)

公共下水道の計画区域内における未供用区域の効率的な整備を推進する。(上下水道部管理課、下水道施設課)

老朽化が進む下水道施設については、施設ごとのストックマネジメント計画に基づき、適切な維持補修や計画的な更新を図る。(上下水道部下水道施設課)

**4-4) 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断****16 港湾の活用**

重要港湾である伊万里港が担う役割の向上にあわせて、耐震強化岸壁を港湾計画に位置付けるとともに耐震強化岸壁の早期整備、さらに輸送経路となる臨港道路の液状化対策の整備への働きかけを国や県に対して行い、港湾施設の強化を図る。(伊万里湾総合開発課)

北部九州における国際物流拠点として荷役や輸送の効率化を促進し、港湾機能の高度化を推進するため、国や県へ働きかけを行い、港湾施設の強化を図る。(伊万里湾総合開発課)

伊万里港における人流や物流の定時性、迅速性を確保する交通体系の構築を図る。(伊万里湾総合開発課)

**17 道路・交通体系の整備**

公共交通機関(バス・鉄道)の充実にに向けた支援に努め、定時・臨時による大量輸送手段を確保する。(まちづくり課)

老朽化が進む道路や橋りょうについては、定期的な点検、道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努める。(道路河川課)

ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図る。(道路河川課)

円滑な避難や救急活動、物資輸送に資するため、交通ネットワークの確保について、計画的な市道の改良や維持管理に取り組む。(道路河川課)

西九州自動車道について、関係自治体や団体と連携して全線開通の早期実現に向けた国への要望活動を進めるとともに、整備促進のための円滑な用地取得や地元に対する説明に取り組む。(都市政策課)

高速かつ安全な物流ネットワークを構築するため、国道204号バイパスなど幹線道路や臨港道路の整備について、事業者である国や県に対し、要望活動を進める。(都市政策課)

**20 住宅施策の推進**

耐震性に不安のある住宅に対する耐震診断や耐震改修を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、支援に努める。(都市政策課)

市営住宅については、住宅ごとの長寿命化計画に基づく適切な維持管理や計画的な更新に取り組むとともに、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化を推進する。(都市政策課、施設営繕課)

老朽化により建て替えが必要な市営住宅については、長寿命化計画の実施方針に基づきPFIの活用など民間との連携による新しい市営住宅の供給方法を検討し、公営住宅等整備事業等を推進する。(都市政策課、施設営繕課)

倒壊等の危険がある特定空家等については、所有者への助言や指導などを定めた空家等対策計画に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業等により適切な管理を促進する。(都市政策課)

**4-5) 市街地での大規模火災の発生****22 防災体制の充実**

地域の防災力を高める取組を進めるとともに、各防災関係機関の機能向上および相互協力体制の強化を図る。(防災危機管理課)

地域の防災力の充実のため、事業所や市民等に対して、消防団への理解や協力を得るための啓発活動を推進し、消防団員の確保を図るなど、円滑に消防団活動を実施できる環境を整備する。(消防調整課)

防災訓練の充実等を図り、防災関係機関の連携強化、業務従事者の技術の習得等による災害対応力の向上を推進する。(防災危機管理課)

消防訓練をはじめ、火災予防運動に取り組むほか、災害発生時に主体的に行動する力を身に付けるための防災教育に取り組み、市民の防火・防災意識の高揚を図る。(消防調整課)

**4-6) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生****22 防災体制の充実**

河川の氾濫や低地における浸水等の対策として、国や県等と連携し、市管理河川や排水機場、樋門の整備、維持管理などに取り組む。（道路河川課）

老朽化したため池の年次的な改修に取り組む。（農山漁村整備課）

**4-7) 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大****13 農林水産業の振興**

適正な森林の管理を促進するため、森林組合等の林業経営体への施業の集約を行う。（農山漁村整備課）

計画的な林道の整備のほか、既存の林道施設等についての点検や個別施設計画の策定により、適切な維持管理を行い、林業の施業効率化を図る。（農山漁村整備課）

イノシシ等の有害鳥獣による被害を受けている農地の所有者に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し支援を行う。（農業振興課）

**22 防災体制の充実**

老朽化したため池の年次的な改修に取り組む。（農山漁村整備課）

水源涵養や土砂流出の防止など森林が持つ公益的機能を維持するため、国や県等の関係機関との連携により、森林の適正な管理を促進する。（農山漁村整備課）

**5-1) 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態****16 港湾の活用**

重要港湾である伊万里港が担う役割の向上にあわせて、耐震強化岸壁を港湾計画に位置付けるとともに耐震強化岸壁の早期整備、さらに輸送経路となる臨港道路の液状化対策の整備への働きかけを国や県に対して行い、港湾施設の強化を図る。（伊万里湾総合開発課）

北部九州における国際物流拠点として荷役や輸送の効率化を促進し、港湾機能の高度化を推進するため、国や県へ働きかけを行い、港湾施設の強化を図る。（伊万里湾総合開発課）

伊万里港における人流や物流の定時性、迅速性を確保する交通体系の構築を図る。（伊万里湾総合開発課）

**20 住宅施策の推進**

耐震性に不安のある住宅に対する耐震診断や耐震改修を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、支援に努める。（都市政策課）

市営住宅については、住宅ごとの長寿命化計画に基づく適切な維持管理や計画的な更新に取り組むとともに、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化を推進する。（都市政策課、施設営繕課）

老朽化により建て替えが必要な市営住宅については、長寿命化計画の実施方針に基づきPFIの活用など民間との連携による新しい市営住宅の供給方法を検討し、公営住宅等整備事業等を推進する。（都市政策課、施設営繕課）

倒壊等の危険がある特定空家等については、所有者への助言や指導などを定めた空家等対策計画に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業等により適切な管理を促進する。（都市政策課）

**22 防災体制の充実**

協力体制の確保、的確な情報収集、ごみの排出方法の周知徹底、廃棄物の分別徹底、廃棄物処理事業者の安全性確保、仮設トイレの設置、災害廃棄物の処理及びし尿処理の体制整備に努める。（環境政策課）

**5-2) 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態****22 防災体制の充実**

大規模な風水害に対処するため、県内外の防災関係機関等と応援協定の締結を推進し、応援要請、受入れが迅速かつ円滑に行えるよう、体制の整備に努める。（防災危機管理課）

**5-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態****9 青少年の健全育成の推進**

平時から、各地区の青少年育成町民会議など関係団体等と連携し、地域における有害環境についての点検活動や巡回パトロールに取り組む。(生涯学習課)

伊万里市青少年育成市民会議などの青少年育成団体や市内企業・団体との連携・協力体制のさらなる強化を進め、地域ぐるみでの支援体制の充実を図る。(生涯学習課)

**22 防災体制の充実**

地域の防災力の充実のため、事業所や市民等に対して、消防団への理解や協力を得るための啓発活動を推進し、消防団員の確保を図るなど、円滑に消防団活動を実施できる環境を整備する。(消防調整課)

**23 暮らしの安全・安心の確立**

市民の防犯意識を啓発するため、警察や防犯協会などの関係機関と連携し、防犯に関する講話や防犯訓練等を実施する。(防災危機管理課)

平時より暴力犯罪の排除を目指し、警察や暴力追放推進市民会議と連携し、暴力犯罪防止に対する市民意識の高揚を図る。(防災危機管理課)

地域と一体となった防犯活動を推進し、登下校時の児童生徒の安全を守る取組を促進するとともに、地域における夜間の安全確保を図る。(生涯学習課、防災危機管理課)

**25 市民との協働によるまちづくりの推進**

若い世代を中心に市民のまちづくりへの関心を高める取組を進めるとともに、市民による自発的な参加しやすいまちづくり活動の促進と支援を行う。(まちづくり課)

地域の課題を住民みずから考え解決を目指す取組の強化を図るとともに、新たな形での地域運営組織の設立を促進するほか、地域の実情に合った持続的な活動の支援に努める。(まちづくり課)

高校生をはじめとした若い世代を中心に市民のまちづくりへの関心を高める取組を進めるとともに、市民が参加しやすいまちづくり活動の促進に努める。(まちづくり課)

市民によるまちづくりの自発的な活動を支援するとともに、活動の中心となるリーダーの育成に取り組む。(まちづくり課)

地域のつながりにより構成される組織の活性化を促進する。(まちづくり課、生涯学習課)

コミュニティセンター及び中央公民館を中心に、地域の課題解決を図るまちづくり活動の支援に努める。(まちづくり課、生涯学習課)

別紙5:重要業績指標(KPI)

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値	対応するリスクシナリオ
伊万里市の防災対策によって、自分の生命や財産を守ることができると思う、「どちらかといえば思う」人の割合	防災危機管理課	%	2021	56.1	2026	61	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 2-3, 3-1, 4-5, 5-3
高齢者に対する支援が充実していると「思う」、「どちらかといえば思う」人の割合	長寿社会課	%	2021	41.5	2026	58	1-1, 1-2
コンテナ貨物の取扱量	伊万里湾総合開発課	TEU	2022	37,000	2026	43,000	1-2, 2-1, 4-1, 4-4
市の施策では対応できない地域の課題について、地域住民がみずから対応するという取組が必要と思う人の割合	まちづくり課	%	2021	85.3	2026	86	5-3
小中学校の耐震化率	施設営繕課	%	2022	96.3	2026	100	1-1, 1-2, 1-3
身近な生活道路（市道）において、自動車や徒歩・自転車で通行する場合、安全だと「思う」、「どちらかといえば思う」人の割合	道路河川課	%	2021	48.1	2026	53	1-1